

家計急変世帯対象

高校生等奨学給付金のご案内 差替

大変申し訳ございませんが、6月1日に配布したご案内及び確認シートの内容に修正がございましたので、修正分の本書及び確認シートの必読をお願いいたします。修正箇所は青字で記載しております。

注意 通常の奨学給付金の申請は7月上旬にご案内します。(令和2年度道府県民税所得割と市町村民税所得割額が非課税の世帯、生活保護(生業扶助)受給世帯等対象)

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症等の影響で保護者が失職するなど、家計急変により収入が激減し、低所得者となった世帯に対する新たな高校生等奨学給付金制度が設けられました。

○申請できる方(以下のすべてにあてはまる方)

- 保護者等が兵庫県内に在住している
- 平成26年度以降に入学し、現在も在籍している
- 在学中に、高校生等奨学給付金をこれまで3回(定時制又は通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- 生活保護(生業扶助)を受給していない
- 家計急変後の収入が、「保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯であること(下記「収入基準参照」)。
- 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていない

○収入基準

保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税に相当する世帯とは下記のとおりです。

(提出書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します)

【世帯人数別の年収見込額】 ※控除対象配偶者を含む親権者全員の収入を加算します

2人世帯(寡婦(寡夫))の場合	2,044,000円未満	7人世帯	4,137,500円未満
3人世帯	2,214,286円未満	8人世帯	4,575,500円未満
4人世帯	2,714,286円未満	9人世帯	5,012,500円未満
5人世帯	3,214,286円未満	10人世帯	5,450,000円未満
6人世帯	3,700,000円未満		

※収入見込額には退職金、雇用保険の基本手当(求職者給付)は含みません。

※この場合の年収とは会社員の場合は総収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

○給付額

- 7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める提出期限日までに提出した場合

全日制・定時制		通信制
第1子	第2子以降	
84,000円	129,700円	36,500円

- 7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び提出期限日以降に申請した場合
申請した月の翌月以降(申請日が月の初日の場合は当月以降)の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合(全日制・第1子)

$$84,000円 \times 6月(10月 \sim 3月) / 12月 = 42,000円$$

○提出書類 ①～④すべての書類が必要です。

- ①奨学のための給付金受給申請書(オレンジ色の紙)【家計急変用】
- ②令和2年度保護者等全員の扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- ③世帯全員分の健康保険証(写)等(国民健康保険証の場合や健康保険の被保険者が扶養者となっていない場合は、様式4「扶養申立書」も必要)
- ④家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類(離職票(写)、雇用保険受給資格者証(写)、解雇通知書(写)、廃業届出(写)、会社作成の給与支払見込証明書等)、その他必要に応じた追加書類

○その他

- 家計急変に該当しない離職(定年退職など)は、給付の対象となりません。

○提出期限(厳守) **令和2年7月10日(金)午後4時55分まで** (事実発生が7月1日以前の申請分)

この日以降も令和3年2月まで随時受け付けます。(給付額は、申請時期に応じた(減額された)金額となります。)

○提出 配布した封筒に入れて担任まで提出してください。

○問合せ先 明石市立明石商業高等学校 事務室 電話:(078)918-5950 執務時間 平日8:25~16:55